

【資料第2号】  
福祉部高齢福祉課

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る  
人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

**1 改正のあらまし**

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）の一部改正により、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

**2 改正概要**

省令の一部改正に伴い、センターに置くべき職員の基準を改める。

(1) 常勤換算方法による職員配置

センターに置く職員の員数について、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の数及びセンターの運営状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

なお、ここでいう常勤換算方法とは、「職員の勤務延時間数」を「常勤職員が勤務すべき時間数」で除することにより職員数に換算する方法をいう。（第2条第1項）

(2) 複数センターの区域内の高齢者人口に応じた職員配置

センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとに、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の数に応じて、センターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士、介護支援専門員その他これらに準ずる者）の常勤職員の員数を、当該複数のセンターに配置することにより各センターがそれぞれの配置基準を満たすものとする。なお、この場合において、質の担保の観点から、各センターは3職種のうちいずれか2職種以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。（第2条第2項から第4項）

### 3 新旧対照表

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例（平成27年3月文京区条例第22号）

改正後（案）	現行
<p>第一条 （略）</p> <p>（職員の員数等）</p> <p>第二条 一のセンターが担当する第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の数（当該センターが属する日常生活圏域（法第百十七条第二項第一号の規定により区が定める圏域をいう。以下同じ。）における第一号被保険者の数を当該日常生活圏域に存するセンターの数で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）が三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第百四十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第一号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるとときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。以下同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>一 保健師その他これに準ずる者 一人 二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人</p>	<p>第一条 （略）</p> <p>（職員の員数等）</p> <p>第二条 一のセンターが担当する第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の数（当該センターが属する日常生活圏域（法第百十七条第二項第一号の規定により区が定める圏域をいう。以下同じ。）における第一号被保険者の数を当該日常生活圏域に存するセンターの数で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）が三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>一 保健師その他これに準ずる者 一人 二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人</p>

三 主任介護支援専門員（省令第百四十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 一人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援

センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者の中から二人以上とする。

3 一のセンターが担当する第一号被保険

者の数が六千人以上九千人未満である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第一項に規定する職員の員数に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める員数を加えた数とする。

- 一 六千人以上七千人未満 第一項各号に掲げる者のうちからいずれか一人
- 二 七千人以上八千人未満 第一項各号に掲げる者のうちからいずれか二人
- 三 八千人以上九千人未満 第一項各号に掲げる者のうちから各一人

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、担当する第一号被保険者の数が六千人以上九

三 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第百四十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 一人

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、一のセンター

が担当する第一号被保険者の数が六千人以上九千人未満である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、同項に規定する職員の員数に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める員数を加えた数とする。

- 一 六千人以上七千人未満 前項各号に掲げる者のうちからいずれか一人
- 二 七千人以上八千人未満 前項各号に掲げる者のうちからいずれか二人
- 三 八千人以上九千人未満 前項各号に掲げる者のうちから各一人

(新設)

千人未満であるセンターが存する場合において、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の一のセンターごとに、当該一のセンターが担当する第一号被保険者の数に応じて第一項又は前項の規定により算出した常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ第一項又は前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第一項各号に掲げる者の中から二人以上とする。

5 区の区域の一の日常生活圏域ごとに、当該日常生活圏域を統括する常勤の地域包括支援センター長を配置する。

(運営基準)

第三条 センターは、前条第一項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようしなければならない。

2 センターは、\_\_\_\_\_地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならぬ

3 区の区域の一の日常生活圏域ごとに、当該日常生活圏域を統括する常勤の地域包括支援センター長を配置する。

(運営基準)

第三条 センターは、前条第一項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むができるようしなければならない。

2 センターは、省令第百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならぬ

い。

第四条 (略)

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

い。

第四条 (略)